

◆ 第4回都市公園指定管理者選定委員会議事録

日時 平成27年11月6日（金）午後3時から午後4時30分

場所 鎌倉市役所 402 会議室

出席者

委員：興水委員長、飯塚副委員長、伊藤委員、飯田委員

事務局：館下課長、齊藤課長補佐、大前職員、大淵職員

委員長 只今から第4回鎌倉市都市公園指定管理者選定委員会を開催します。委員の出席状況について事務局から報告をお願いします。

事務局 本日、■■■■委員からご欠席の連絡を受けておりますが、鎌倉市都市公園指定管理者選定委員会規則第6条に基づき、委員の過半数以上の出席がございますので、会議が成立していることを報告いたします。

委員長 会議が成立しているということですので進めたいと思います。お手元の会議次第に基づき進めたいと思いますがよろしいでしょうか。

委員 異議なし

委員長 では、1番目の前回議事録の確認について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議事録につきましては、事前に事務局より各委員に送付いたしましたが、訂正箇所等、ご意見はありませんでした。

委員長 お手元に前回の議事録の印刷されたものがございます。特にご指摘がないということなので、お配りしてある資料によって前回の内容は確認したということによろしいでしょうか。

委員 異議なし

委員長 ではこの議事録をもって前回の内容は確認されたということにさせていただきます。2番目、採点結果について事務局から説明をお願いいたします。

事務局 採点結果について、ご説明いたします。このたびは、お忙しい中、また、期間が短い中、採点をしていただきありがとうございます。委員の皆様からの採点結果を集計しまして、本日お手元に資料を配布しております。資料1が採点結果の内訳表、資料2が採点結果をまとめたものとなります。委員お一人の持ち点100点で採点していただき、5人の委員の合計は305点となっております。平均にしますと、61点となります。これは、第2回選定委員会の際に決定しました合格ライン、全体の6割を満たしている点数となります。なお、資料1の内訳表に項目ごとに満点に対する比率を示しておりますが、この項目を見ますと、6割に達していない項目は、「自主事業の展開」「諸規程の整備」「健全な経営状態・財務体質・信頼性」「収支計画」の4項目となっております。この採点結果を踏まえ、**「鎌倉広町パートナーズ」**を鎌倉広町緑地の指定管理者の候補者とするについてご審議をお願いいたします。なお、委員会からの報告文を踏まえて、応募団体に選定結果を通知いたしますので、合格、不合格以外にご意見がありましたら、合わせてご審議いただきたく、お願い申し上げます。以上です。

- 委員長 最後のところ、資料を見ていて聞き取れなかったのですが、合格に関わるなんとおっしゃったんですか。
- 事務局 合格、不合格以外に何か伝えたい付帯意見がありましたら、そちらもまとめていただきたいということです。
- 委員長 ということでございます。先生方からこの間、採点をしていただいて、事務局でとりまとめたものがこの2枚目の資料でございます。今事務局からご説明がありましたように、総平均点で言いますと61点、一応60パーセントは超えているということです。しかし項目によっては60パーセントを切っているものもあるというご説明でした。どうぞご自由にご意見をご発言ください。
- それから確認なんですけど、決まりでは60パーセントというところを、もう一回読んでいただけますか。
- 事務局 第2回の選定委員会で合格ラインは全体の6割という形を取らせていただくということを決めています。
- 委員長 全体の6割ですか。
- 事務局 はい。
- 委員長 全体の6割というのはどういう意味なんでしょうか。
- 事務局 全体ということなので、総計500点のうちの6割で300点です。
- 委員長 ということですね。そういう解釈ですね。ご意見いかがでしょうか。
- 副委員長 かろうじてこぎつけたという感じがしますね。
- 委員長 まず全体の判断として、今回応募のあった鎌倉広町パートナーズを指定管理者とすることが妥当かどうかということについて大きなご意見をいただいて、あとは先ほど事務局からありましたように、付帯意見をつけるとすればどんなご意見があるかということに話を進めたらどうかと思いますけど、全体としてはいかがでしょうか。この広町パートナーズを指定管理者の候補者とするについてはいかがでしょうか。そして、候補者としてこの委員会で決めますとその後の手続はどうなるのでしょうか。
- 事務局 委員会から報告文という形で文書をいただきまして、それを受けまして市では応募団体に結果を通知します。その後12月議会に指定管理者の指定についての議案を挙げまして、そこで可決されますと指定という形になります。
- 委員長 議会を通る前に応募者には報告がいくわけですか。
- 事務局 第1段階としましては、この委員会の結論をもって、選定結果という形で一度点数を交えてご通知します。
- 委員長 ということでございます。いかがでしょうか。

委員 100 点中 61 点、500 点で 305 点あったということは、そこで合否だったら合格というのはもう決まっているわけですね。

委員長 そこで先ほど質問したんですけど、全体で 6 割という意味が。総平均で 6 割ということなのか、ちょっと意味がわからなかったんです。項目によっては達していないのがあるんですよね。それをどうするかっていう話で。ちゃんと決めていなかったと思うんですけど、その辺をちょっと確認しようと思って、事務局に聞いてみたんです。いかがですか。

副委員長 それは、今私たちが確認させていただいたのは、こういう例がなかったんですよ。こういうギリギリ、だから今の議論が初めて起こったと思うんです。つまり、トータルで合格点ならいいのか、そうじゃなくて、これはギリギリですから、例えばどなたかがもう何点か低かったらトータルはだめですよ。要するに合格点にならない。だけど、委員 5 人で見た場合の 3 人が例えば合格点を出していたら、考え方によっては委員の過半数がという考え方も成り立つと思うんです。その部分は今まで議論したことがなかったし、説明を受けたこともなかった。

委員長 まあそういうことを想定して約束事を作ってなかったのも、一応 60 パーセントで境目とするということしか確認していなかったんですよ。

委員 委員が 0 点を付けたところは本当にあぶなっかしいですよ。あぶなっかしいという言い方も変ですけど。

委員 私が低くしたところは全部 6 割以下になってます。

委員 みんなもそれなりに低いですけども、ほんとパートナーで、私は公園協会が付いてるからどうにかなるかなってちょっとプラスアルファして付けた。期待値でね。どうにかやれるかなって思うんだけど、一人だったら絶対もうだめです。

副委員長 今の見解をちょっと委員長として確認していただけますか。市としては今まで、去年はともかく全部だめだったということで、どっちでみてもだめだったということでしたよね。だけど今回、あぶなかったというのはあとお二人が 50 点台だったら、トータルがいつても過半の人が不合格ということになった場合の判断はどうしたらいいのか。

委員長 そこはこの委員会で決めればよいと思います。だから私は全体として 60 点以上というお話でしたから、その全体の意味がはっきりしないんですけども。

事務局 第 2 回のときに合格ラインは満点のうち 6 割得点ということでいかがでしょうか、ということで、異議なしという確認は取れています。

委員長 そのときの満点という意味が、個々の満点なのか、全員の満点なのか。

副委員長 総合点で、トータル点でそういう議論になるかっていうのは起こってなかった。

委員長 決めてなかったんですよ。

事務局 満点のうちですから、ここでいう 500 点のうち 6 割得点ということで異議なしということで確認していただいたということです。

委員長 500 点という確認をしましたか。

事務局 満点という言い方です。

委員長 今議事録を確認してもらっています。

委員 この間の議事録の 18 ページ、60 点以下だったらだめかもしれないという話が出ていますよ。

委員長 私が話していますね。副委員長が平均 60 でしょうという話もしていますね。

委員 49 点がいるっていうことはもうだめっていうことなのかな。

委員長 これは前回の議事録でいろいろと話していることで、事務局としての見解は。

事務局 平均 60 ということで、今 61 点ということになりまして、基本的には 500 点満点に対して 6 割という考え方です。お一人様 100 点の 5 人で 500 点満点の 6 割という考え方です。

委員長 事務局の考え方としては、そういうことだそうです。

委員 305 点だったらもう合格なんだ。

委員長 だから全員の点数のトータルが大事だということ。

副委員長 これから先何が起こるかわからない、こういうのは本当にいい勉強だと思うんですけど、この場合、60 ギリギリの方がお二方いらっしゃるんですけど、例えば私がもう少し高く、あるいは委員がもう少し高く 70 ポイントくらいをつけて、委員長及び委員が 50 ポイントの高いところだと、過半の人はだめだと言っていることになるわけです。

委員長 でも私はこういうふうにして、今の事務局からの説明で 500 点満点にして 60 パーセント以上を合格とするということしか決めてないんですけども、もうひとつの考え方は、5 人のうち 4 人は合格点をつけている、お一人だけ合格に満たないと、だから 4 対 1 で合格点をつけた人が多数、過半数だということからすると、これは合格というふうな考えになるのかなということ、だから、総平均点でも 60 点以上、それから過半数の人が合格としていると、二つの理由からこれは合格というふうにしてもいいのかなというのが私の今申し上げたいことなんですけど。それに対していかがですか。

副委員長 そこを整理しておけばいいんじゃないですか。まず初めにありきは、トータルポイントが 6 割を満たしているということが第一、第二にはその上で各委員の過半が合格点を与えているということがどうですかということで、問題なしと。そういうことを今後の基準にしたらどうですかっていうこと。だから過半じゃなかった場合どうするかっていうのが起こる。だから第一義だけでいくんなら、もう各委員の評価は見ない。これから先、あと何年後にまたこのサイクルでく

るわけだし、起こり得ることかなというふうに思います。

委員長 いかがでしょうか。

副委員長 その二つともクリアしなきゃだめだということも考え方としてあるけど、もう今、市の側としてはトータルでということでしょうが。

事務局 今後の運用の中でということになると思うんですけども、満点の6割以外にも委員の過半数以上の合格が得られることとか、基準を加えた方がいいんじゃないかということですかね。

委員長 別にそんなこと言ってませんよ。今、今回の結果はそうなってますよねっていう話をしているだけであって、委員の過半数以上が60点以上で合格っていうのを条件に新たに付けましょうということは言ってないです。そういう考え方もありますねって言うだけです。だからその二つの理由から今回はこれを合格としてもいいんじゃないかっていうそんな雰囲気だという、そういう意見です。それを委員の過半数が合格としたということを今後条件に付けましょうということはまだここで決めてません。ただそういう意見が今たまたま出ているだけの話ですから。それは妥当な意見だと思いますけどね。それは今後もっと明文化するかどうかはね。

副委員長 特に今回、去年ノーだったぶんだけ、今年もギリギリっていうところがね。大きな、何とかほっとしたというところがあるんだけど、先ほどから申し上げてるように、お二方はギリギリなところにきているということが問題なんじゃないかと思います。

委員長 それは非常に気になるところです。わかりました。では、議論を進めましょう。最初に決めた全体の総平均点で60点以上ならば合格とするということで見ると、今回は合格ということになると、で、委員の過半数、すなわち4人の方が合格としているということからして、この「鎌倉広町パートナーズ」を今回の指定管理者の候補者とするということについては、一応、いいでしょうという結論をもっていったほうがいいでしょうか。

委員 異議なし

委員長 ありがとうございます。ではそのようにさせていただきます。しかし、私はやっぱり任せるならば心置きなくここに任せようという、70点とか80点くらいであれば心置きなく任せられるんですけど、61点ですのでもいかにもギリギリで、これは手放しで任せられるということにはならないという気がするんですね。ですから、ここで先ほど事務局からありましたように、付帯意見、もし注文を付けるとしたらいろんな注文があると思いますので、ぜひそういう意見をこれから出していただきたいと思います。例えばそれは項目でみると、自主事業が56点、ちょっと低い、諸規程の整備が52点、これもかなり低い、一番低いのは健全な経営状態、財務体質、40点でこれはかなりひどくて、ほとんどの委員がこれはだめといってますよね。それから次の収支計画もこれもちょっとまずいと。そういうあたりが気になる場所ですので、これ以外の点でも結構ですので、もし意見を付けるとしたらどんな意見になりましょうか。ということでどうぞご自由にご発言をいただければと思いますので、よろしくお願いします。

委員 この健全な財務体質、これは去年も指摘されたわけです。それで傍聴者もほとんどが市民の会の人だったと思うんですよね。理事の方だと思うんです。十分にわかっているのに、それがさらにひどく、悪化しているわけです。そういう状態っていうのは、果たして組織として今後成り立つんだろうかと思う。経営する人がやっぱり組織を維持しなきゃならないんだから、そこは十分考えて対応していかなければならないのに、何もしないまま1年過ぎたんだと、そういう感じさえ受けるんです。これはやっぱり指定管理者になった場合に、市民の会というのは特殊な団体で指定管理者になればやっていけると思うんです。お金が入ってくるから何とかやっていける。だからそれでいいんだろうかと思うところはあります。そうだけど、じゃあ今まで一体、この経営者として悪化したまま放置した状態はなんなんだと。これはちょっと気になる場所なんです。で、片方の公園協会はしっかりしているんです、財務状態は。ものすごくしっかりしている。これ以上ないくらいに安定経営なんです。ところが、片方は超不安定経営なんです。これが合体してどうなるんだろうと心配はあります。

委員長 さらに、超不安定なほうの主たる代表者になっている。

委員 ということになっているわけです。だけど指定管理者になれば、お金が入ってくるから安定はしていくと思います。市民の会イコール指定管理者として出来上がってるんですよね。めずらしいというか、他に何をやるのかと思うんだけど。

副委員長 今回の委員のご発言はそのとおりだと思うので、これはもう念押しじゃなくて相当強い自覚を持っていただかないともう無理ですよ。パートナーにそこを補ってもらおうといっても、どっちみち分けた管理はしなきゃいけないわけです。提案の中で半々くらいになってましたかね。あの片方はちゃんと責任を持たなきゃならないし、もちろんトータルの責任も NPO のほうが筆頭ですから、主ですから、責任を持たなきゃいけないわけです。だけど、そこが自覚の欠如とか、最も反省していない、わからないんじゃないかっていうところが、大きな問題だと。だから、とにかくこの3年、仕事をする上で組織として必要な努力を求めるということは、当然付帯の中に入れましょう、と思います。入れるべきだと思います。その下の収支計画も委員がずっと前回の第3回でもご指摘になっていることでもあるので、今のようなことをご指摘していくべきだと思うんですけど、もうひとつ、私はギリギリで5割だから合格はしないんですけど、自主事業の展開っていうのは結構この種のものには求められることなんです。ご提案されているもののほとんどは確かにやらなきゃいけない事業そのもので、自主財源、努力で何か生まれるような事業展開ではないから、新たな財源を見出す、例えば、一生懸命やってお客様、お客様って来園者が何かを買ってくとかお金にかわるようなものは、なかなかないんだろうと思うんです。それだけにあそこで提案されているだけでは、自主事業の展開っていうのは言ってるだけで、何もやらないことはないですよ、やることはやりますけど、っていうくらいのもにしか見えなかったんです。だから、要するにやりようがないっていうところを自覚した上で取るっていうのは、つまり生むっていうことの努力を相当しなきゃいけないんだろうと思う。そのところが全く見えてない。スポーツ公園の場合には、例えば弁当を売るとか、一生懸命、来園者、ご利用する方々に、とにかくお金にかわるようなもの、来園者が増えればお金も増えるっていう、あるいはその企画、商品がよければ買いに来る、あるいは

それが目的になって来るとか、そういうサイクルはできると思うんです。だけど今度の場合は難しい。とっても難しい。山を、自然を相手にして何かをやるんだから、来園者あるいは参加者から取る、自分のところの団体の利益を考えて取るっていうのはとっても難しい。環境教育で取ろうとしても。

委員 お金にならないけども、子どもたちを育てるという。

副委員長 その理念は大事ですよ。だけど、自主財源、自主事業の展開っていうのは、そういうクリエイティブなっていうか、そういうものも大事だけど、もう一方では、一番下の先ほどから議論している健全な経営、健全な財務体質っていうこと、あるいは収支計画っていうのは、限られたお金、もう市はこれ以上出さないって言うてるんだから、そのプログラムを展開するにあたって、先ほど出た寄付とか何とかっていうのが下で言われていればまだしも、っていう気もするけど。だから、理想とする自主事業っていうのは、プログラム上、教育とか何とかっていうプログラム上の議論だけでしか言っていなかったと思うんで、そこをひとひねりもふたひねりもしてかからないと、多分。もうひとつ考え方があることはあるんですよ。それは大方の社員がこの広町パートナーズに関わるときはボランティアだ、という考え方にすれば相当人件費もいらないし、制作費のほとんどは自分たちが持ち寄るとか、そういう理念がもしこのパートナーズにあれば、それはやれないことはない。そういう人が 50 人いてくれれば、それは本当にすごいパワーを発揮する。その覚悟だと思う。諸規程のところもそうだと思う。とにかく、満点に対する不合格な 4 項目はやっぱり相当真剣に考えてもらわないといけない。

委員長 具体的に、例えば諸規程の整備はどんな諸規程を。

委員 これは私 0 点を付けたんです。それは、パートナーズとしての規程は何にもないんです。本来なら一番大事な管理運営協議会の規程すらないんだと。図には乗っていた。だけどそれをどういうふうにするのか、何も規程がないわけです。

委員 にわかグループ。単品でだめだから一緒にやりましょうみたいな。

委員 根本的にはそれがなくてどうしてこれが成立するんだろうかと思うんです。それ以外にも様々な規程がパートナーズとして必要だと思うんですけど、何も作ってないみたいな感じなので、それは必要なものがこれからまだ期間が何ヶ月あるから、急いで作ってもらわないとだめなんじゃないかと思いますけど。

委員長 NPO の約束事はあると、もちろん協会の方は立派な規程があると、ただしパートナーズとしての規程が何もないと。これではとてもひとつの管理団体としては。

委員 と私は思うんですよね。パートナーズとして応募したわけですから。

委員長 まず、パートナーズとしての規程を早急に作ってください、整備してください、という条件ですね。

副委員長 細かい部分はいいと思うんですよ、あとでじっくりと考えてやってもらえば。今委員がおっしゃるような、2 者でやるっていつてる、その 2 者のルールがわかるように、内にももちろんわからなければいけないけど、外にもわかるように、例えばこの間議論になりました、どこで誰がリーダーになって決める、

その席の、そういうものがないと今おっしゃってる。で、私もそのとおりだと思います。それぞれはそこそのものが、あの膨大な資料の7割近くを占めていた各団体の約束事がいっぱい添付されていたけど、問題はその上に立った共同体としてのルール、共同体のそういう決め、は早急に決めてもらわないと、どうしても起こるのは、相当友好的な関係の複数の団体のジョイント、JV であっても、想定できなかったものがいっぱい出てくると思うんですよ、その想定外が出てきたときに、誰が負担するんだとかね、誰が考えて荷をするのかという議論は起こると思う。そのためにもやっぱりこの2団体の大事なことはここで決めますという説明をされたんだから、その決めるための構成、メンバー、代表は主である NPO さんのほうのどなたがというふうにわかるようにしてほしいということですよ。

委員長 大事なことです。NPO と協会との間の仕事をどのように分担するかという協定書は作っていたんですね。それぞれにどんなことをやると。それはあくまでも甲と乙の間の取り決めなので、それは内部的なものですよね。やっぱりこれは広町緑地を管理するという、市民に対する付託に答えなきゃいけないと、やっぱりパートナーズとして市民に対する責任をこう出すんだというあたりは、その辺の話がないと、市民としては安心して任せられないということになるんで、協定書がちゃんとあるからいいじゃないかともしかしたら言うかもしれないけど、そういうことを要求しているのではなくて、パートナーズとしての規約、規程を作って、それは市民に対してどう責任を取るかっていうことも含めた形の内容が書いていないと困る、とそういうことなので、それはぜひ注文として付けましょう。他に諸規程についてはどうでしょうか。

副委員長 今の問題でいうと、普通だったら複数の団体がこういう形で組んで出るときの言い回し方に、それぞれの組織には規約っていうんですか、ルールがあるけども、このパートナーズ、この JV を組んでる複数団体の決めは主団体のルールに則った運営をやります、と一言言ってくれば、例えば、経理上の処理は主団体の経理ルールに則りますと、他の B, C, D があっても A がやるということになるけど、その主が今回、去年のダメだったところだから、そこがおぼつかないだけに、今ものすごく、それこそいつも出てくる逆だったら、協会さんのルールに則ってやりますと、言ってくればもう。

委員長 だから、NPO のほうにはそのルールがないんでしょう。それで去年ダメになったにも関わらず、今年もないというのは、それは本当にやる覚悟があって出したとは思えないっていうのが、■■■■委員の厳しいご指摘のわけです。全然去年から進歩していないと。去年の反省が全然いかされてないじゃないかという。

■■■■委員 反省はないんじゃないかと思ってるんです。

委員長 そういう厳しいご指摘なわけですよ。やっぱり経理についてもきちんとしたパートナーズとしての経理、そういう経理規程っていうんですか、なんていうんでしょうか。

副委員長 NPO さんを相当悪くいうのは、去年からずっとだから本当に欠落しているんです。僕が思うに、自覚も何もかも。ただやりたい業務はいっぱいあって、それをやりたいんだっていうのはわかったけど、組織としてはダメだということがわかったでしょう。だけど、僕はもっと罪が重いのは、パートナーになった協会側は、このことをちゃんと聞いているはずですよ。なぜ去年がダメだったかというこ

とを聞いているはず。それでも黙ってくっついてこんなことになっていることが、やっぱり罪ですよ。僕は協会のほうがもっと重いと思う。パートナーとして名を連ねて出てきた、従でいいって言ってきたんでしょ。主はお宅でいいよって、どっちがどう提案したかわからないけど、いいよって言ったんなら、去年相当叩かれてるという実態は把握しているはずですよ。協会側もわからないことはないと思う。であれば、もう少し、またこの同じようなことを言われる前に、十分2者で勉強なり必要な手立てをして乗り込んでくるべきだというのが僕の見方です。だから NPO に足りないのはもうわかったんだけど、もっと罪が重いのは、今回組んだ協会側はもう少しそこを自覚して、片方に欠落、あれだけ厳しく言われて去年ノーなわけですからね。と僕は思うんです。

委員長 そこはパートナーズとしての規約を作るっていうだけの話じゃなくてもうちちょっと注文を付けなきゃいけませんね。どういう注文の付け方にしましょうか。たしかにおっしゃるとおり、今回の組み合わせはプロとアマの組み合わせですよ。プロがプロとしての責任をちゃんと取っていないという感じがあるんです。そういうご指摘ですよ。

副委員長 プレゼンに出てきた4人のうち半分はベテランが出てきているわけですよ。にも関わらず、その説明がオタオタしていたところに不安があるって言えばあります。

委員長 パートナーズの一方に対して、なんていう注文にしましょうか。

副委員長 どうしたらいいのか。

■委員 私はパートナーズというのが出来たのが、そんなに長くなくて、このために急いでやったんじゃないかと思ってるんです。だから十分な煮詰まりというか、検討がなく出してきちゃったと。だからこういうことになったんじゃないかと。だからその公園協会の責任も重いということです。

副委員長 十分な時間をかけていればお互いが咀嚼するよね。だけどおっしゃるとおりその組んで手を上げるまでの時間がものすごい短かったという気が、僕もそれは見て取れるかなと。

■委員 ヒアリングのときは別々でこれはだめだと思って、一緒にやりましょうって言って、だから本当に一ヶ月くらいじゃないかと思うけど。

委員長 ヒアリングのときは別々だったんでしょうか。パートナーズという団体ではなかったんですね。

事務局 パートナーズということではなくて、別々で来ていました。

委員長 いよいよ応募するときにパートナーズで出てきたと。

事務局 そうです。1団体2名までという形にしているので、共同事業体が共同事業体として現場説明会に来てしまうとその中で2人ということになってしまうので、多分、もともとの団体で現場説明会に来たんだと思うんですけど。

委員長 事情はそういうことかもしれませんが、それにしてもちょっと対応が甘いで

すよね、ってそういうこと。プロとしての責任がね。非常に甘いです。

副委員長 そのこのところは付帯というか、ともかく、パートナー2者の共同事業だということ、どっちにしても形が見えなかった。ルールもわからないし、姿が見えなかったところに不安を僕らも覚えたわけですから、しっかりと共同事業であるということ、煮詰め方をしっかりとやってくれとしか言いようがないんだけど、この場としては物の言い方がきついかもしれないけど、私は NPO のだらしなさはもう明白なんだから、それをまた今年言うことはないだろうと。もっと罪が重いのは後付けに乗ってきたほうが、ベテラン、皆さんが高い評価をしている老舗と一年目とその組み合わせだったら、老舗がもう少しね、厳しく対応していただければこうはならなかったんじゃないですかっていうのが、そこはこの委員会の優しさっていうのもありますからね。パートナーズ、共同体としての事業展開にもう少し自覚と必要なルール、決りをしっかりと決めてくださいということをお願いかなと。NPO だけをいうんじゃないで、どこまでもパートナーズ、2者の責任が明白でない、あるいは実効性に疑義を感じますということが、61 ポイントなんだということじゃないかと思うんですよね。

委員 共同事業体の代表が NPO の 〇〇 さん、去年説明なさった 〇〇 さん、ですよね。だから 〇〇 さんと、もうひとつの乙のほうの公園協会の 〇〇 さんから一筆でももらいますか。ちゃんと守りますと。

副委員長 そういう付帯的なことを申し添えて、それから先をどうするかはこの議論とはまたもうちょっと違うと思うんですよ。つまり、議会で決定、オフィシャルに受け手が決まったら、その付帯条件に沿ったものを春までに準備して市の担当に提出を求めるというようなことにしておく、あるいはその確認をした上でないと、現場でいい仕事をしていますというだけじゃすまないということが起こり得るので、3月の契約が実施されるまでに十分な物を準備して説明すると。その発注者側の市役所さんというふうになれば、まだ去年の、今日の議論をずっと聞いていただいている市役所さんのほうとしてもやっぱりそのこの補足というか、厳しさはあれだけ委員から、このことは伝えられるわけですから、委員会から言われているにも関わらず、準備はここまでしかないですとかいうことには、こんなもんなんですかという厳しい対応をしていただきたいなど。そうしないと4月のスタートがおぼつかない、あるいは4月にスタートはできるだろうけど、あっという間に人が来るわけですよね。お客様というかその活用したい市民がいっぱい来るだろうから、それに右往左往しますよね。お客様が入ってくればその安全管理だの、ケガをしました何だのって来るから、ぜひそう思います。

委員長 では、協会に対してやっぱりあなた方プロですから、公園協会はこの今回の管理業務全体が円滑に遂行できるよう共同関係を強化して望みなさいと、望むことと、というような言い方になりますか。ちょっと上手く言えなかったんですけど。協会に対してそういうことを言うと。公園協会は、管理業務が円滑かつ、なんていうかな、遂行できるよう共同関係を十分強化すること。

副委員長 それはだからね。2団体の実態は今ここで私も言わせていただいているし、皆さんにそうだねって思っただけだと思っただけ、2団体をそれぞれでいうのはもうやめたらどうですか。実態はそうですよ。私は相当 B の方が責任は重いと思います。ということは言いますけど、今ここで付帯条件ということでこの共同体に出す条件は、パートナーズがもっとしっかりとした共同体になって

くださいということだけでいいんだと思うんです。それはもう別個で、全くこの委員を外れたときに、それこそ僕の仲間もいるわけですから、本当にお宅はおかしいよってというのはこっちが言ってもいいよって、ただここで委員会で伝えるのは今言ったようなことでいかがですか。共同体、パートナーズっていう名の下で2者の共同体を組んだんだから、共同体としての責任をもっと明確にし、その成果を挙げるって言っているんだから、その成果を挙げるためのルールは明確にしてくださいというだけで、どうでしょうか。その穏やかな表現で。

委員長 わかりました。そうすると、さっきの規程の前にそれを言いましょうか。パートナーズは共同体としての責任を果たすよう努めること、2番目としてパートナーズとしての諸規程を早急に作ること、整備すること。協会というのはやめましょう。パートナーズは共同体としての責任を果たすよう十分努めること、2番目、パートナーズとしての規程を早急に整備すること、その二つ、あと他に何かありますか。健全な経営状態、財務体質、収支計画、これは同じような内容なんですけど、この収支あるいは経営状態、財務体質については先ほどこれを強化すると言ってもなかなか収入が上がらないから難しいよねっていう話に今のところなっているんですが、特にこれは都市林という公園ですから、何か収益を上げようと思ってもなかなか自主事業というのは難しいでしょう。ということなんですけど、だからといって、経営状態、財務体質が今のままでいいとも思えないわけで、それに対して何かいうことがあるとすると、どういう言い方になりましょうか。がんばれっていうんですか。

副委員長 ないことはないと思うんです。ただ私結構、地方自治体さん、鎌倉市さんのほうがどの程度の対応をしてくれるかによって、やれるものは、その都市林から生まれるものを売ることはできるんです。僕らの仲間もやっているんです。例えば、どんぐりを拾って、どんぐりの何かを作るんです。3年も4年ももつようなアートじゃなくても、例えば小さなお子さんがこまだとか何とかを持ち帰ったときのそれをただでサービスもひとつです。だけどそうじゃなくて、それを50円でも10円でもとにかくきれいにこぎれいに作られた、拾ったものというか、都市林から生まれたものを活用した、あるいは伐採、どうしても木を切らなくてはいけなから輪切りにしたコースターとか、原物、材料費はただ、ちょっとやると何かになるというようなものを売って、一年間で1万円とか1万5千円を生むということが一工夫だと思う。あるいは鎌倉っていうロケーションで考えれば、海岸で貝殻が拾えれば拾ってきた貝殻とその何かを組み合わせたようなものを、家に帰って親子でちょこっと、二日三日で飽きる、壊れる、だけどちょこっと遊ぶためのものを用意するっていうのは、ちょっと手先が器用な人がいたら、結構いろんなものが生まれると思うんです。

委員 公園協会はいろんなことやっていて得意です。

副委員長 だから、そっちと組み合わせて、材料費のかからないものでやるっていうのはいいものが生まれると思う。だから、あの山を見ないと何があるかちょっとわからないけど。食べられるものがあったら、食べるのはやっぱりおっかないけど。

委員 何かやってますよね、お米とかお芋とか。

事務局 今月の21日も収穫祭ということで。

委員 お米は売っているのでしょうか。

事務局 おにぎりやお餅は実費の 50 円くらいで確か売っていると思います。

副委員長 それが結局活動支援ということですから。買ってくれる、例えば鎌倉市民、鎌倉の心ある団体に頼んで買ってもらうとかね。産物を買ってもらうということが当面考えられる自主事業、財源確保っていうことになるのかなと思うんですけどね。

委員 あそこは作ったお米とか売っていましたか。みんなで持って帰っていたり。

事務局 基本的には学校ですとか養護施設等にお配りをして、その余ったものについて収穫祭等で使う。それは市のほうが基本的に肥料や種を今年現在買っていたという条件で、そういう施設に下ろしてくださいと。各自では基本的には持ち帰り等はしないようにしています。今度から全部自主事業でやっていただきますので、その中で出来たものを収穫祭で売るとか、そういうことはこのグループになろうかと思っています。

委員長 だから広町というものが市民の長年の運動によって守られて、それが都市林型の都市公園という公園になったわけです。やっぱり市民の力、圧力がすごく大きかったわけですね。その間、そういうボランティアの方々が緑を守る、生物を守る、そして生物を調査していろいろなことをやって取り組んできた、そういうことで今日があるわけで、その延長線上でこうなっているわけです。全部ボランティアでやってきたから、収益、自主事業で儲けるなんていう発想は全くないわけです。それはもうしないと、自ら自分たちが手弁当でやって、楽しくやってというか、アマチュア精神でこれからもずっとやっていきそうな感じになっているんだけど、これからは指定管理者としてやっぱり形を変えていかなければいけないだろうと。いっぺんには無理としてもね。だから自主事業としてちゃんとお金を取るとか、そういうきちんとした形を取らないといけなくて、やっぱり今までみたいに甘えた状態で、皆さん仲良しグループでやってるっていう話からは少し形を変えていかなければいけないだろうと思っているんですけど。それが一気にできるかどうかね。

副委員長 いくつかクリアしなければならない問題があると思うんです。例えば、条例の中でも都市公園法に準拠すれば都市公園の位置づけだったら少なくとも動植物の採取は禁止、目くじら立てるほうで言えば、カブトムシは持って帰っちゃいけない、取っちゃいけない、どんぐりだって拾ってポケットに入れていたらだめだ、置いていってくれ、というような国営公園の言い方だとすれば、基本は多分同じだと思う。ルール上は。そこをどうやっていくかっていう議論もひとつだと思います。それから今言う対価を求めるというのは当然、ただし、それに見合ったものをクリエイティブ、創造するっていうのが大事なので、その今のままの自然系に強い、動物、植物に強いって人たちだけの活動じゃなくて、アート、そういうものを使ってアートする、造るっていうのが上手い人が、いるんです。そういう人たちの産物をそれこそボランティアで作っていただいて、例えば建物のところのどこかで並べておいて、原価 500 円というような形で、この 500 円はこの広町、都市緑地を管理することに活用させていただきますというようなことで、寄付じゃないけど、そういう活動にもつなげていけるということです。

委員長 特にこの点数の低かった自主事業の展開のことについてになるわけですけど、
どういう自主事業かはこれから考えてもらえばいいんであって、我々としても
し示唆を与えるとすれば、どういう言い方になるんでしょうか。

副委員長 だから言い回し方としては、触れるんならば、その提案書に書かれているもの
ももちろん積極的に展開してもらいたいこと、さらに自主財源、あるいは自分
たちの活動、広町に還元できるような財源確保のための積極的自主事業の開発
に努めてくださいというようなことでいいと思います。あれやっちゃいけない
んだろう、これやっちゃいけないんだろうと考えないで、法律、ルールから一
歩も二歩も足を出すような活動をやってみて、一気にペナルティはないんです。
今までの私のルールでは。少なくとも市の担当からそれは困りますと言われた
ら、そうですかって出た二歩を戻してまたルール破りをするというようなやり
取りで活気を持たしたほうがいい。ルール内でやろうとすると、少なくとも活
気はなかなか作りづらいというのが僕らの今経験です。

委員長 広町をどうしていくか、いい形で未来に継承していくっていうことの話と、も
うひとつ、この NPO が非常に今まで趣味的にやってきたことをきちんとやって
もらいたいということと、やっぱり財務体質、経営状態をちゃんときちんと確
立してほしいといういろんなことが絡んでるものですから、この自主事業につ
いては。だから言い方としては、上手くいえないんですけど、例えば、経営状
態、これ経営状態は点数が悪いんでね、経営状態の改善に繋がるような自主事
業の展開に積極的に取り組むこと、と。変ですか。

副委員長 そこの部分を表現するんだったら、法律用語というか、あるんです。要するに
公物管理。今までは管理っていうとクリエイティブ、自分たちの頭と器用さで
やってたのが管理だと思っているグループなんです。公物管理に手を挙げたん
だから、そのための組織はしっかりと作ってくださいねっていうこと。要する
に、税金を使うんだと、今までは自分たちが満足するような、あるいはいいこ
としてますよっていうことを言えばよかったんだけど、今度は違う。要するに、
市の付託を受けるというか、その、公共財産を管理するというそのための体制
をしっかりと作ってくださいと。自覚を持ってくださいと。しか言いようがない。

委員長 公物管理、自主事業を充実させること。それがひいては経営状況にも貢献する
よう、経営状況の改善にも貢献するよう、経営状況という言葉を使いたくない
ので、そういう公物管理、ふさわしい自主事業を充実させること。っていうこ
とですかね。公物管理を行う中でのふさわしい自主事業を充実、展開すること。

副委員長 この間の寄付は努力していないという議論はご指摘いただいたんですけど。
要するに、自主財源の確保は相当の努力だと思うんです。だから、常務理事で
したっけ、鎌倉を基盤とする企業を回ってでも、あるいはロータリーとかライ
オンズとかとかもかく協力いただけそうなところに、この 50ha の都市林を残
す意義を懇々と説明して、その成果を発表した上でその年間 10 万円だったらい
いよとかいう、例えば子どもたちの環境教育のために使ってくださいよって
いうようなアピールをしっかりとしろと。

委員長 今までは自分たちの自然観察の市民の空間にしていたわけですよ。それをもう
ちょっと広げなきゃいけない。それをちゃんとサポートしてくれるような団体
からお金をもらえるような、そういう展開をしないとイケないということなん

ですよね。で寄付をもらって体制を強化するっていうことですよね。今までのような市民のサークルではだめであって、ということですよね。

副委員長 市の委託プラスのいい言葉だと思うんですけど、要するに自主財源ですよ。自分たちの財源を確保すると。

委員 市民の会は、特定公益増進法人といって税務上の特典を持った NPO 法人になっているんです。なかなかその資格は取れないんですけど、寄付をした人が税金を得ると、そういう制度の資格を取ったんです。それがあつのに、一向に利用しようとしなないわけです。だから、なんでそれを取ったんだろうと。取っただけなわけですよね。積極的にもっと自主財源を増やすのは活動の前提なんだから、なんで活かさないのだろうとは思ふんです。

副委員長 最初の議論になるけど、そこの共有もできていないんです、多分。わかっている人は一人か二人いるかもしれないけど、全体で 40 パーセント、要するに税額控除の話ですよね。

委員 もらったほうが証明書を出すんです。そうすると払ったほうが、税金を得するということです。

副委員長 だからそれをわかる人がなかなか少ない。

委員 この間説明に来た女の方じゃ、NPO の連絡会の理事でそういうのはね。私実は鎌倉市で NPO 法人の猫のボランティア活動やっているんですけど、やっぱりそういうのは取った方がいいと言われてますね。いろんな企業に行ってもなかなかお金もらえないけども、動物の雑誌とかそういうところに、猫のボランティアの理事長だっているところに行ってお金をもらっています。

副委員長 だから簡単ではないということだね。

委員 大変ですよ。

副委員長 でもやらなくちゃいけない。

委員 動物の雑誌とかいろんな企業のところに、こういう活動しているからお金を出して行ってます。

副委員長 そのたびに外に対する発信して、自分たちのあるいは限られた人たちにわかっていうんじゃ間に合わないんです。そうとう発信、ここで言うとか鎌倉新聞ってあるかわからないけど、地元紙にパートナーズはこんな成果を挙げていいことやっているとか、ともかく、こう表に出ること、あるいは神奈川県民放さんが来て、話題を拾ってくれるとかいう努力を相当していかなければ、今いう寄付だとかに目を向けてくれるということにつながらない。それを今この 50ha のかたまりでみるというのは初めての試みだけに、動植物の高さだとか、ウルシが上手く育ってくれば鎌倉彫、地域文化の担い手になれる、関わりが持てて文化にも発信できるわけだしね。

委員 鎌倉彫のお店なんていっぱいあるからそういうところと一緒に。

副委員長 そういうようなことが夢ですよね。あるいは理想。ぜひそういう団体になってもらいたいと。

委員長 寄付を受け付けると寄付控除の対象となる団体になっているわけだから、それを活かしてもらいたいわけですね。団体としての特典を活かし、収支計画の改善に努めることと。団体としての特典を活かし寄付を集めるなど、収支計画の向上に努めること。

副委員長 収支計画の改善に努めること、というのもそうだし自主財源の確保にどんと努力すると。

委員 みどりショップからもらえなくなるとかありましたよね。去年までもらってたのはまだずっともらえるんでしたっけね。この間何か言っていましたよね。

委員 税務上のですか。

委員 税務上ではなくて、収入のところでどこから寄付をもらっているというのが。あの寄付もなくなるから財源ももうないという話でしたっけ。

委員 寄付をもらっているんですけど、みどりショップというのがあったんですけど、それがもうないんです。なくなったというか閉鎖されたみたいです。だからそこからはもう寄付はもらえません。27年3月期は寄付が68万あって、みどりショップの会から56万円もらっているんです。それをもらえないんです。

事務局 提案書の30ページにみどりショップの会、2014年5月をもって閉店と書いてあります。なくなったみたいです。

委員 別のところからまたもらえばいいのにね。

委員長 みどりショップの会は再興できないんですか。寄付、田植え、かかしコンクールの参加費をもうちょっと高くするとか。少しでも収支を改善すると。収支改善に努めること、とそう言わないと、アマチュア精神は美しくて結構ですけど、それに終始されちゃうとこれはやっぱりまずいと、公物管理ですからね。ちゃんと管理してもらわないと困る。

副委員長 もっと大事なのは、要するに期間限定的な、万博的な6ヶ月間だけだったら頑張んなさいですむんです。あの50haをとにかく次のステップ、あの企業がずっといかないとしても、とともかくリレーするためのあるフレーズを担当するんだから、やっぱり継続性、永続性のある理念で彼らだって組織を作らないと、今3年間だけよければという議論はないわけです。

委員長 やっぱり持続しなきゃいけないですよね。継続しなきゃいけないわけですからね。成長していかなければいけないですからね。

副委員長 自然界の移ろいだとかストックしたデータをその次の団体に、あるいはこの都市緑地のデータとしてちゃんと残すっていうことをみんな思ってるだろうと思うけど、長いんだって、終わりなき。

委員長 気持ちはあるんだけど、実態が伴ってこないんですね。

副委員長 だから、組織としての体制がないから、そういうのが伝わらないだろうと。

委員長 それを意識改革してもらわないと困るわけですよね。それは公園協会というプロが付いているわけだから、そのへんをちゃんとやってもらいたいです。

副委員長 あまりいい例ではないけども、この種の起業的な起こすという段階では、相当個性の強い人がリーダーにいればいいけど、あの団体を見る限り、みんな穏やかな人ばかりみたいで、議論ばかりしていないでこうやろうとか、あそこの鎌倉市の出身であの上手くいっているところは、あれは同級生だから行って頼んでみようとか、なんか動きが見えないというところが、少し頼りなさっているのがあると、人のいい組織なんだろうとは思いますが、事の起こりの3年間くらいは相当誰かが引っ張らないと厳しい。

委員 全くこのリーダーシップというものを感じないんですよね。組織っていうのはやっぱりトップの考え方とかリーダーシップに大きく依存するわけですよ。将来的に。それが全く見えない。説明しにプレゼンテーションに来る人が、全部を引っ張るんだという人にやってもらいたいという話だったわけですよね。それが実際行われたのはなんか小学校の朗読会のような感じなわけです。片方の人はパソコンをいじっているだけ。そういう人たちが主たる人たちで、果たしてこれで大丈夫なんだろうかと思います。リーダーシップが何もないんだから。

副委員長 仲良しクラブっていうか。仲良しなのはいいんですよ。だけど今度預かる、要するに器になるわけだから。

委員長 失敗しているわけですよね。前は理事長を担ぎ上げてやったでしょう。全然もう形だけでしたよね。今回は朗読の上手な方、パソコンをいじる方、言われているリーダーシップとか、一緒にいくぞっていう熱意と意気込みと感じられないで、そこでまた失敗しているんです。

委員 リーダーシップは大事ですよ。パートナーですからどっちかが主になるわけですよ。主にリーダーシップがないとなれば、この組織は一体どうなるんだろうと思うんです。

副委員長 最後はそんなことはないと思うんですけど、最後はこういうふうになるんじゃないかと思うんです。どうぞやってみてくださいよってお互いがまた譲り合っているうちに3年が経っちゃうんじゃないかと。だからそうならないためにも、いっぱい注文があるけど、言っただけのふたつかみつつは付帯として出しておくという感じですかね。今から強い個性といたって、あの器は何人くらいの器なんですかね。NPOさんというのは、社員というか。

委員 会員は800人くらいいるわけですけど、結局上の方の理事会というのに20人くらいいるんじゃないですか。

委員 でも名前だけでも理事もいる。この間の〇〇さんは広町には全く関係ない人だから。

委員 本当だったらあの紙なんか見ないで、堂々とやってもらいたかったと思うんです。それを朗読されちゃったんで。

委員長 アナウンサーみたいな人が来た。

■委員 あれでリーダーシップがありますか。

副委員長 感じられないっていうところで、さっき言った、懸念されることがいっぱいあるけど、そんなこと言い始めたらどんどん出てくる。

事務局 役員名簿が付いているんですけども、④の書類の定款の後ろ辺りに付いていて、理事長一人、副理事長二人、常任理事一人、その他理事が14名で、監事一人ということで、■さんも理事にはなっています。

副委員長 それはわかりますが、誰が本気でやっているか。事務局では1年間団体を見てきて、この議論している、託せそうな個性のある人はいましたか。

事務局 個性のある方は田んぼの会と守る会の中から来てますので、役員名簿の中では5、6人は個性の強い方は、若い人もどんどん引っ張っていきこうという方はいらっしゃるんですけど。何せ皆さんもういい歳ですから。

■委員 何人か知っている人はいますけど、もうおじいさんおばあさんだから。実際にあそこで何かしているのかな。

■委員 それで大丈夫なんですか。

副委員長 まあそこは、必要だということですね。

■委員 寄付だってそのリーダーが命令して、みんな理事に駆けずりまわさせればいいんですよ。市内の会社とか個人に。自主事業もリーダーがいるんだかいけないんだか。

事務局 役員名簿の中で■さんという下から3人目の理事は、横浜市の指定管理者をやってまして、去年までのお話ですが、この方と■さんと一緒に組んでいろいろやってまして、指定管理者が去年取れたら横浜市を辞めて鎌倉へ来るようなお話は、去年の段階では聞いてましたが、今年についてはちょっと、現場では会っているんですが、そういうお話はちょっと聞けてはいないんですが。一応理事という形で乗ってますんで。今年も田んぼの会とか畑の会とかボランティア関係の取りまとめは■さんのほうに分担をお願いしてやってもらっているという話ではあります。

副委員長 必要な鳥や魚類だ何だというのはそれぞれのグループで活動を活発化することに長けて、それについては我々そんなに心配していない。ただ全部を見ている人が、誰がいるんだっていうところが、どうも見えない。こういう質問を受けたときに、それはわかりました、じゃあ2ヶ月、3ヶ月以内に回答をお持ちしますとかね。そういうものが返ってこない。オタオタするような状況がずっとでしょう。だから要するに個々の能力を疑うことはそんなにないんです。ただそのNPOとしての器議論を今させていただいているので、そこをせっかくいい仕事をさらに進めようということであれば、もう一考も二考もしてもらわないといけなだろうと。短期間で。例えば、人事の交流っていうのもひとつの方法かもしれません。協会がパートナーだっていっているとどうしても、たぶん、距離があると思うんです。そんなにきれいには埋まらない。だからもうしばらく

く、NPO とどういう結びつきかわからないけど、NPO に協会側の少しやり手の人を入れて、で、全体の事務的、庶務的なものをとにかくしっかりとやってくれというように構築し直すとか。何かやりようを考えないとこのままずるずるいくと、あっという間に4月が来るなっていう感じ。

委員 あその事務所は今公園協会が管理しているんですよね。

事務局 管理事務所の開け閉めは公園協会がやってます。

委員 公園協会がやっているからそれはこれからどうなるんでしょうかね。そのまま引き継いで。

事務局 これで決まりましたら全て。

委員長 パートナーズがやるということ。

事務局 はい。指定管理の業務の中に管理事務所の運営も入ります。今公園協会に委託している部分も指定管理業務の一部になりますので、市民の会と公園協会のパートナーズがやることになります。

委員長 協会が4月から君たち頼むよねって言って行っちゃうと困るんだよね。

委員 そんなことはない。できないもの。

事務局 3名の方が公園協会の中で入れ替わり入っていただいているんですけど、その人たちを継続して雇用したいと、たしかヒアリングのときの回答で、できれば今の方たちを継続するという前提で考えていますということはおっしゃってましたので。

委員 やっぱりどっちが主かといったらそっちが主なんですかね。

委員長 指定管理者の候補者として合格ですと言っておきながら、こういう議論をしないではいけないというのはつらいんですけども、でもやっぱり60点ギリギリですからね。やっぱり言わざるを得ない。公園管理業務全体を適正かつ確実に遂行できるような人材育成とその体制を強化することっていうのは、やっぱり言わざるを得ないでしょうね、今のままでは。とても心配で、はいよろしくねっていうわけにはいかない。公園全体の管理業務を適正かつ確実に遂行できるような人材育成とその体制強化に努めることというのは一筆付けといたほうがいいんじゃないでしょうかね。そうじゃないと心配でしょうがない。それも言いましょう、人材のことはね。

委員 大事が起きるときっと公園協会が走っていくんでしょうね。

委員長 やっぱり公園協会は市との中間にいる位置づけですからね。あまり口出しはしない、やっぱりこれから協会があまり表に出ないっていうことが指定管理者の業務のあり方のひとつですから、あまり表に出にくいんですけど、でもやっぱり公園協会は市全体を眺めてやっているわけで広町だけを見ているわけじゃない。やっぱり公園協会は責任をもって頑張ってもらわないと困るわけですよ。

■委員 やっぱ責任は重い。公園協会の責任は重いですけど、ちゃんと見ろって言ってもらいたいですね。

委員長 プロとしての責任は重いですからね。いろいろとありがとうございました。

副委員長 305 ポイントっていうからこんな議論になっちゃった。

委員長 だから心置きなくここにお任せっていうことが出来なくなっちゃった。ギリギリだから。

副委員長 400 とか 370、80 ならこんな議論はしなくてよかった。

委員長 する必要なかったんですよ。

副委員長 せっかく鎌倉にきているのに何か言わないとしゃくだからって一言くらい言いますよ。だけど、300 っていうところがものを言いたくなる環境。

■委員 去年 258 でしたっけね。去年は 300 以下だったからどうしようもない。

■委員 この得点は議会に出るんですか。

事務局 総計点は出ると思います。ホームページには、A, B, C, D, E とかの形で委員名を伏せて、笛田公園と笛田公園を除く都市公園の点数の内訳表は今も乗っています。

委員長 ギリギリだったということも公開されるわけですね。

■委員 それが本当によくわかるかどうかね。のほほんとした人たちだから。

副委員長 ■委員が慈愛に満ちたポイントをつけてくださったから、助かったようなもんですよ。

■委員 細かいの考えましたよ。6 か 7 かって 7 を選んであげたんです。それで 1 点ずつ、最後足してたら 65 点。本当に自分のノートを見たらびっくりですよ。

■委員 相当苦しんだでしょう。

■委員 苦しみましたよ。もう一生懸命何回もやって、あんまり何回もやってもね。ちょっとまた明日考えようとか。細かいのを何度もやりましたよ。

委員長 だからあと 5 項目で 1 点低かったらそれでもう。あと 5 点なかったら。

■委員 今思うと返ってマイナスにした方がよかったのかなと。

委員長 パートナーズは■委員に感謝しないといけない。

■委員 ■委員もとっても甘く付けて。甘くじゃないですけど、70 ですもんね。

副委員長 絶対に譲れないのはともかく、合格点は出せなくて、どこを逆立ちしてもできなけど、その代わり、皆さんが結構厳しく見ている公園等の管理実績っていう

のは、事業体として、NPO として実績を問われるとないけど、パートナーズになったんだからこうなったと。

事務局 参考までですけど、平成 25 年に笛田公園と笛田公園を除く選定委員会をやっていただいたときの笛田公園の三菱電機ライフサービスなんですけど、当然合格なんですけど、得点が 331 点と決して高くはなかったという状況にあります。付帯意見を添えて議会に報告させていただきました。

委員長 それは私も覚えてますよ。三菱たるものが期待に対して全然応えていない。

副委員長 異業種参入じゃないけど、相当我々の常識を覆すような活動をしてくれるんじゃないかというのがあったんだけど、報告を聞いてみるとそれだけですかっていう。そういうポイントだと思いますよ。

委員 委員にスポーツの関係の方がいらして、結構厳しかったですよね。お弁当の出し方はなんだった。お弁当が日曜日に注文できないなんて、日曜日だからこそ出せて。

委員長 ということで、各委員の点数は A 委員、B 委員という形で出るということです、これは候補者に厳しく伝わって、襟を正すというか背筋を伸ばして緊張感をもってやっていただかなきゃいけないというようになると思います。長時間にわたりましてありがとうございました。結論を繰り返します。鎌倉広町パートナーズを鎌倉広町緑地指定管理者の候補者として決定をさせていただきます。なお、今まで議論いただきましたこと、私なりにちょっと整理をした形にしましたが、この委員会の結果につきましては、この委員会からの提言も合わせて応募者に通知するようにしたいと思いますので、事務局をお願いをしておきます。全体を通しまして何かご意見ございますでしょうか。なければ、これで閉会とさせていただきたいと思いますので、ありがとうございました。では事務局からよろしく願いいたします。

事務局 2 年越しの懸案事項でございました、2 ヶ年にわたりましていろいろご議論いただきまして本当にありがとうございました。何とか合格点ということで至ったわけですが、簡単には喜べない状況でございますけども、一応皆様のご努力で一定の結論を得ることができました。本当にご苦労様でした。ありがとうございました。

委員長 鎌倉市は業務の発注者なんですから、発注者としてきちんとちゃんとしないとだめですよ。よろしく願いします。発注者なんですから。後ろに市民全員がいるわけですから。きちんとやってください。よろしく願いいたします。ありがとうございました。